

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年10月12日認可した。

平成24年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（貯水池改修事業）弘階池地区
”	単独県費補助土地改良事業（貯水池改修事業）買田池地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）三ツ子地区
”	単独県費補助土地改良事業（貯水池改修事業）古池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮池地区
”	単独県費補助土地改良事業（貯水池改修事業）石井池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮ノ前地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西原地区